

総合治水対策連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1 近年の降雨形態の変化，河川及び下水道への流下量の増大等による浸水被害を軽減することを目的に，河川，下水道対策と併せて、貯留対策及び減災対策を講ずる総合治水対策について，関係機関が情報共有及び意見交換等を行うため，「総合治水対策連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡調整会議は次の事項について，情報共有と意見交換を行うものとする。

- (1) 総合治水対策に関すること
- (2) 各関係機関の協力に関すること

(構成)

第3 連絡調整会議は，別表1に掲げる関係機関の担当班長等（以下「担当者」という。）をもって構成する。

(事務局)

第4 連絡調整会議の事務局は，宮城県土木部河川課におく。

(連絡調整会議の招集)

第5 連絡調整会議は，事務局が招集する。

- 2 連絡調整会議の内容に応じて，担当者以外の者を招集することができる。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか，連絡調整会議の運営に関し必要な事項は，事務局が別に定める。

附 則

この要綱は，平成28年2月9日から施行する。

別表 1

	所属	備考
1	総務部危機対策課	
2	農林水産部農村振興課	
3	農林水産部農村整備課	
4	農林水産部林業振興課	
5	農林水産部森林整備課	
6	土木部道路課	
7	土木部都市計画課	
8	土木部下水道課	
9	土木部住宅課	
1 0	教育庁特別支援教育室	
1 1	教育庁高校教育課	
1 2	教育庁施設整備課	
1 3	土木部河川課	